

# 社会保障と税制

跡田 直澄・吉田 有里

## 1. はじめに

20世紀の後半は社会保障制度拡充の時代であった。1950年代には生活保護が中心であったものの、1961年度には国民皆保険制度が整備され、すべての国民に医療サービスと年金給付が保障された。その後高度成長を経て、福祉元年と呼ばれる1973年度には年金制度に物価スライド制が導入され、給付水準も拡充された。さらに、2000年度には公的介護保険制度が導入され、社会保障制度はますます充実されようとしている。

1970年代の社会保障関係費の対GDP比は、図1に示したように、その拡充に伴い大幅に上昇したが、1980年代に入ると財政再建が本格化したためその上昇は止まり10~12%台で推移した。1990年代に入ると再びその上昇率は大きくなり、1996年度には15%にも達している<sup>1</sup>。この1990年度以降の増加は、社会保障制度のなかでも老人を対象とするサービス事業（老人関係事業）の財政規模が拡大しているためである。社会保障関係費に占める老人関係事業費の割合は、図2から明らかなように、1985年度に50%をこえ、1996年度には78%を占めるにいたっている。

今後わが国の高齢化は急速に進行すると思われる。1997年の『日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）』によると、1998年の老年人口割合は16.7%であるが、2015年には25%をこえ、ピーク時の2049年には32.3%に達すると予測されている。もし一人当たりの老人関係事業費を抑制することが出来なければ、こうした高齢化により老人関係事業の総事業費は著しく拡大するので、これに伴い社会保障関係費も大幅に増加することになる。1996年度の社会保障給付費は約68兆円であるが、厚生省の予測による

と、現行制度を維持した場合の2025年度におけるそれは約230兆に達するとされている<sup>2</sup>。

このような社会保障関係費の急増は、その財源である税および社会保険料の引き上げを通じて、次の2つの側面から経済に悪影響を与えることになる。一つは、税・社会保険料の引き上げが可処分所得を減少させ、家計消費を抑制する可能性があるため、経済成長に対して悪影響を与えるおそれがあるという側面である。同様に、企業の税・社会保険料の引き上げも労働コストなどを引き上げて企業所得を減少させ、投資を抑制させる可能性があるため、経済成長に対して悪影響を与えると考えられる。他の一つは、税・社会保険料の引き上げが現役世代の負担を退職者世代に比べて相対的に重くし、彼らの労働・消費・貯蓄に悪影響を与える可能性があるという側面である。したがって、これらの悪影響を回避するためにも、まだ高齢化が緩やかなうちに抜本的な社会保障制度改革を早急に実施する必要がある。

社会保障制度改革には次の2つのアプローチがある。第1のアプローチは「社会保障の効率化」であり、これは肥大化した社会保障の水準を削減するというものである。このアプローチにもとづいて現在年金給付の引き下げ、年金制度の民営化、自己負担率の引き上げによる医療費の削減および適正化などが検討され、一部はすでに実施されている。第2のアプローチは「財源調達効率化」であり、これは社会保障の水準をある程度維持しながらも、より効率的にその財源を調達することにより社会全体の損失を小さくするというものである。前者の「社会保障の効率化」を念頭においた議論については厚生省（1998）、八田・八代（1998）、八田・小口（1999）などがある。これに対して、本章では後者の「財源調達効率化」に注目し、財源調達

あとだ なおすみ 大阪大学 大学院国際公共政策研究科  
よしだ ゆり 大阪大学 大学院国際公共政策研究科博士  
後期課程3年  
〒560-0043 豊中市待兼山町1-21

<sup>1</sup> 本稿で社会保障という場合は狭義の社会保障を指す。

<sup>2</sup> 2025年度における社会保障給付費は、厚生省が『21世紀福祉ビジョン』の「社会保障の給付と負担の見通し（改訂版）」で行った試算Bの結果による。

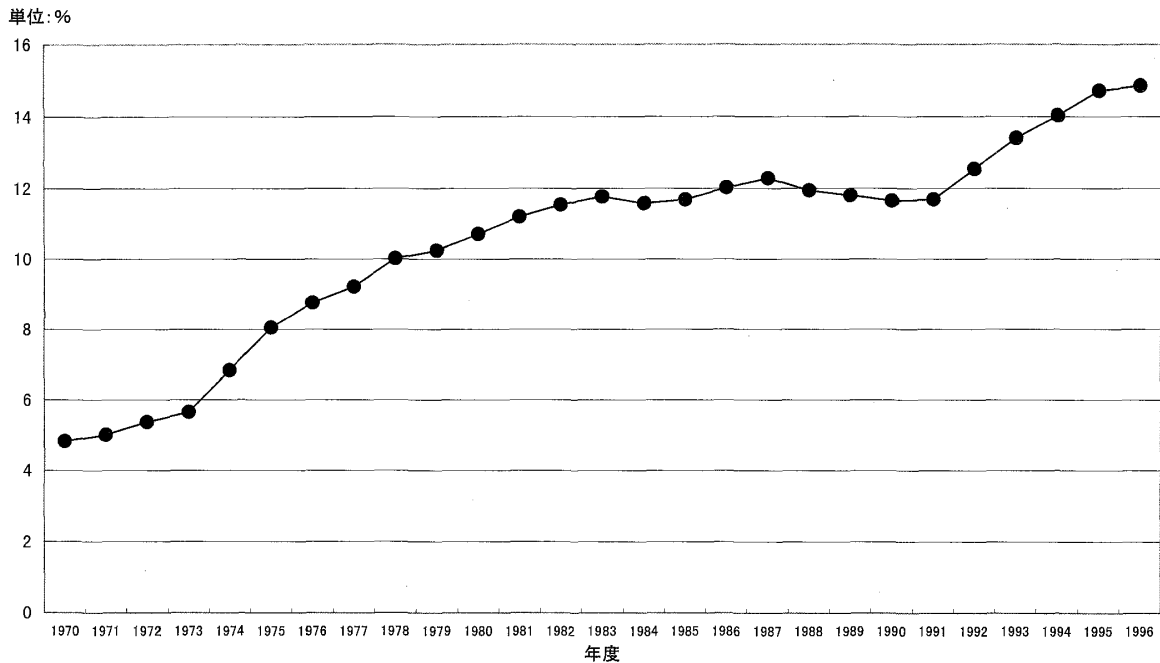


図1 社会保障関係費の対 GDP 比の推移

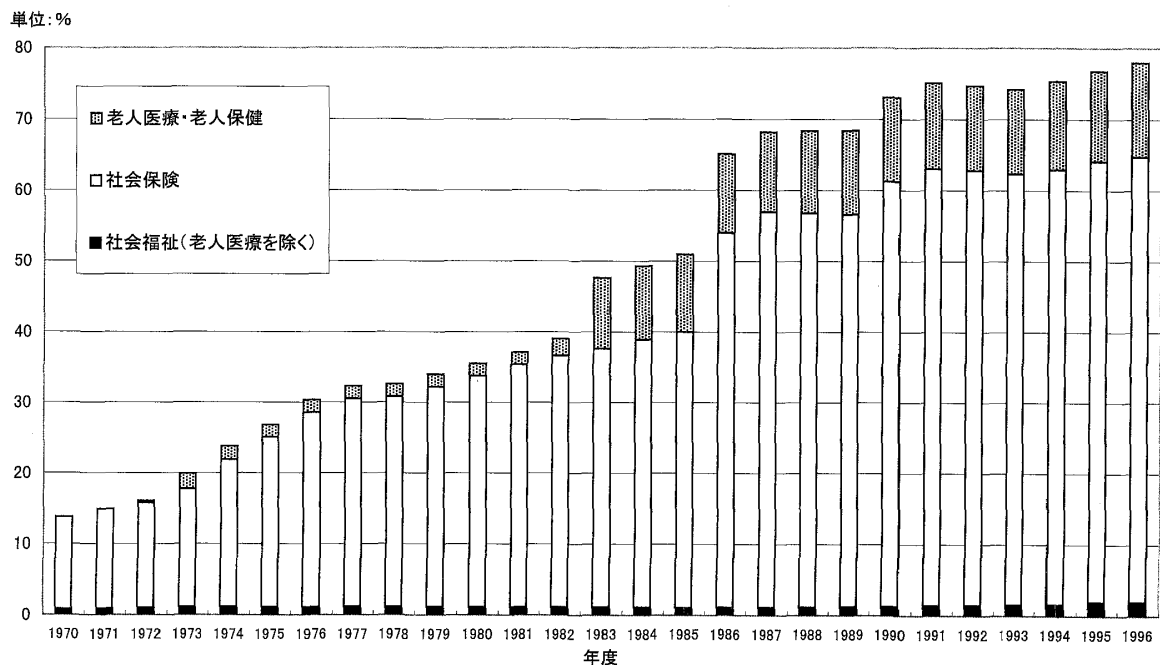


図2 社会保障関係費にしめる老人関係事業費の割合

のあり方を議論する。

本章の構成は次のとおりである。第2節では社会保障制度の財政規模とその負担の将来予測の結果を示す。第3節と第4節では、社会保障関係費の増大に伴う税・社会保険料の引き上げが、家計と企業にどのような影響を及ぼすのかを考察する。第5節では、今後の社会保障関係費の増加分を賄っていく方法として消費税の引き上げの可能性を検討する。最後に第6節では、本章のまとめと今後の課題について触れることにする。

## 2. 社会保障制度の財政規模と負担の将来予測

高齢化による老人関係事業費の増加に伴い、それを賄う税および社会保険料は引き上げざるを得なくなる。ここでは社会保障関係費とそれを賄うためにどの程度の負担が必要となるかの将来予測の結果をまとめておく。

まず、今後の急速な高齢化に伴い社会保障給付費がどれだけ増加するのかを見てみよう。表1には、厚生

表1 社会保障の給付と負担の見通し

	1995年度	2025年度	
	(A)	(B)	(B)/(A)
社会保障給付費	兆円 65	兆円 230	3.5
年金	34	109	3.2
医療	24	90	3.75
福祉等	7	31	4.4
(介護(再掲))	—	(16)	—
社会保障にかかる負担	70	230	3.3
社会保険料	51	168	3.3
(年金(再掲))	29	92	3.2
公費	20	62	3.1
(年金(再掲))	5	17	3.4

(注) 厚生省の「社会保障(現行制度)の給付と負担の見通し」(改訂版)のB案の推計結果を用いて作成した。

省が1997年度に行った社会保障給付費とそれにかかる負担の将来推計の結果が示されている<sup>3</sup>。これによると1995年度における社会保障給付費は約65兆円であるが、2025年度には約230兆円に達するとされている。つまり、社会保障給付費は1995年度から2025年度の30年間で実に3.5倍に拡大するのである。これを分野別にみると、2025年度に財政規模が一番大きくなるのは年金であり、その規模は約109兆円と予測されている。また、最も伸び率が大きいのは福祉等であり、その規模は1995年度からの約4.4倍に増大する。これは2000年度より公的介護保険制度が導入され、サービスの水準が拡充されるためである。

次に、このような社会保障給付費の増加により税・社会保険料がどれだけ引き上げられるのかを見てみよう。社会保障給付にかかる負担額を表1によりみると、1995年度の社会保障給付にかかる社会保険料と公費はそれぞれ51兆円と20兆円であるが、もし公費負担率が変わらなければ、2025年度にはそれぞれ168兆

<sup>3</sup>ここでは、厚生省が1997年に行った「社会保障の給付と負担の見通し(改訂版)」のB案の結果を用いた。この推計では次のような仮定がおかれている。名目国民所得の伸び率は2000年度まで1.75%、2001年度以降2.0%。名目賃金上昇率は2000年度まで1.25%、2001年度以降2.0%。人口推計は『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)の中間推計。社会保障制度は現行を維持。

<sup>4</sup>家計の公的負担率=(勤労所得税+社会保険料)/実収入×100

表2 厚生年金と国民年金の財政規模と負担の将来予測

	厚生年金 保険料率	国民年金保険料月額 (1994年度価格)
	%	円
1995	16.5	11,700
2000	19.5	14,200
2010	24.5	19,200
2020	29.5	24,300
2025	34.3	24,300

(注) 厚生省の「厚生年金・国民年金 平成9年財政再計算」より作成した。

円と62兆円に増大する。これに伴い各社会保険料も大幅に引き上げられることになる。1997年財政再計算による厚生年金と国民年金の保険料負担の将来予測を示した表2から明らかなように、1995年度の厚生年金の保険料率と国民年金の保険料月額はそれぞれ16.5%と11,700円であるが、2025年度にはそれぞれ34.3%と24,300円に引き上げなければならない。また厚生省の資料によると、来年度に導入される公的介護保険制度の保険料月額は2000年度では2,500円(平均)とされているが、2010年度にはすでに3,500円程度になると予測されている。

このように現在の社会保障の水準を維持するならば、その財政規模は著しく増加し、これに伴い税・社会保険料も大幅に引き上げざるを得なくなる。一方で、現状の社会保障の水準はいまだ不十分であり、さらにそれを拡充すべきという議論もある。これらを考慮すると税・社会保険料の一層の引き上げは避けられず、家計と企業にかなりの負担を強いることになる。そこで次節では、こうした税・社会保険料の引き上げが家計と企業にどれだけの負担を求めることになるのかを示すことにする。

### 3. 家計への影響

ここではまず家計に焦点をあて、家計の税・社会保険料の負担状況を眺めるとともに、その問題点を整理する。

家計はこれまでにどれだけの税・社会保険料を負担してきたのか、また今後どれだけの負担を強いられるのであろうか。図3で、家計の公的負担率の推移とその将来予測値を見てみよう<sup>4</sup>。1970年代の社会保険料負担率は4%程度であったが、1980年代には6%をこえ、1997年では8%となっている。1997年の勤労所

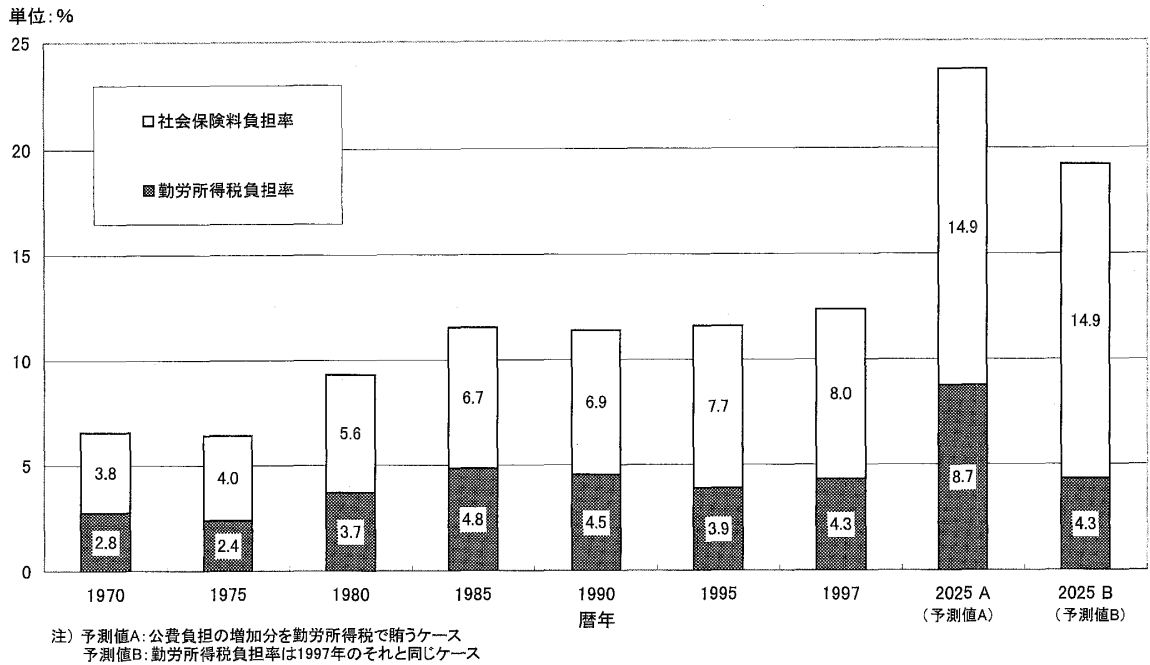


図3 家計の公的負担率の推移と将来予測

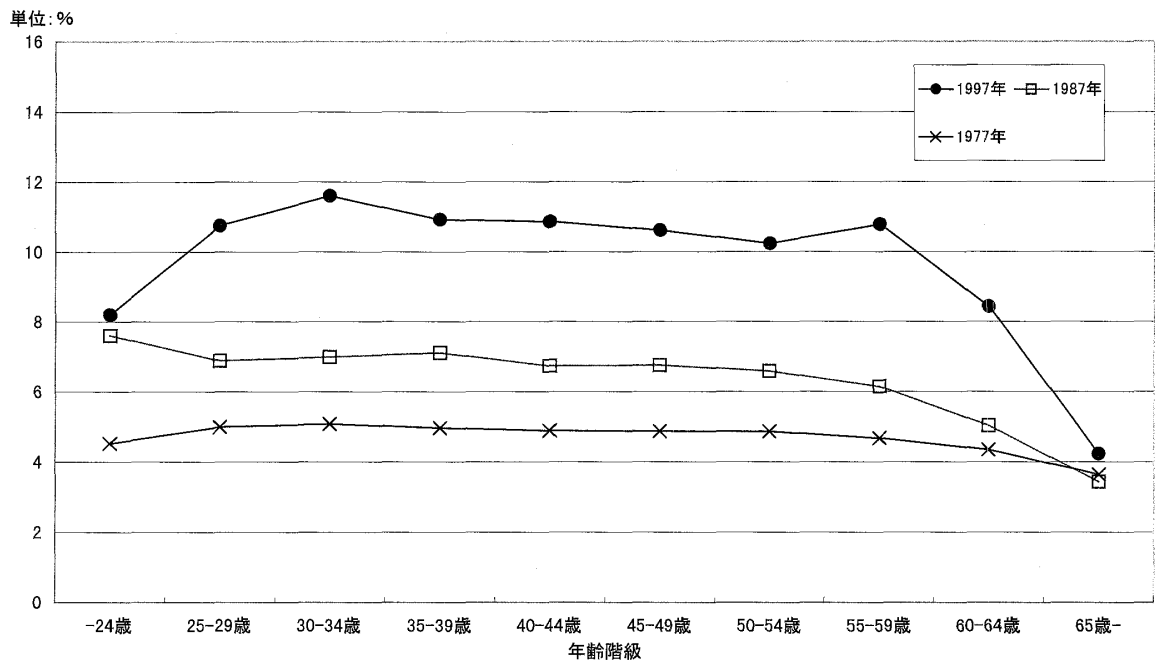


図4 年齢階級別に見た社会保険料負担率の推移

得税負担率は4.3%であるから、すでに家計にとっての社会保険料負担は勤労所得税の約2倍になっているのである。

一方、厚生省の将来予測にもとづいて求めた2025年の社会保険料負担率は実に約15%に達する。もし将来の社会保障関係費の公費負担の増加分を勤労所得税で賄うとするならば、勤労所得税負担率は8.7% (予測値A) となり、これに社会保険料負担率を加えた家計の公的負担率は23.7% (予測値A) となる。

ただし、これは極端なケースと思われるので、仮に勤労所得税負担率が1997年の水準で変わらない場合の予測も行った。その場合でも2025年の家計の公的負担率は19.2% (予測値B) となり、やはり著しい負担増を余儀なくされるのである。

次に、家計の税・社会保険料負担の状況を現役世代と退職者世代に分けて見てみよう。一般に、社会保険料は現役世代の負担を相対的に重くすると思われる。そこで、現役世代 (59歳以下) と退職者世代 (60歳

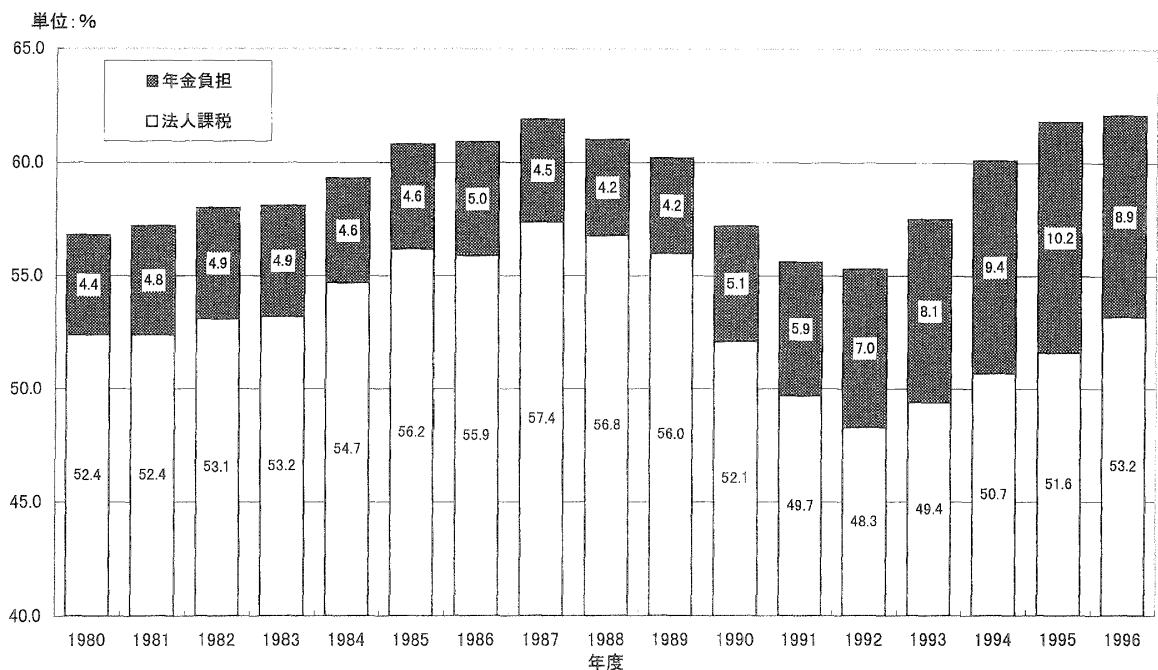


図5 企業の公的負担率の推移

以上)の社会保険料負担率を図4で見ると、その格差は1977年には1.4%ポイントと小さかったが、その後広がり始め、1997年には7.4%ポイントまで拡大している。このように社会保険料は確かに現役世代の負担を相対的に重くさせるとともに、その程度は徐々に大きくなりつつある。

これらの考察により次の2点が明らかとなった。一つは、社会保障関係費の増大に伴い家計の税・社会保険料の負担は著しく重くなる。他の一つは、社会保険料の上昇は現役世代の税・社会保険料の負担を相対的に重くする。このことは次の2つのメカニズムを通じて経済に悪影響を与えることになる。第1に、家計の税・社会保険料の負担増は可処分所得の低下を通じて家計消費を減少させ、経済成長を抑制するおそれがある。第2に、現役世代への過度な税・社会保険料の負担増は、彼らの労働などへのインセンティブを阻害し、やはり経済に悪影響を与える可能性がある。

#### 4. 企業への影響

次に、企業の税・社会保険料負担の状況を眺めると

<sup>5</sup> 企業の公的負担率は次式のように求められる。

$$\text{公的負担率} = t + \frac{\tau W}{X} - t \frac{\tau W}{X}$$

ここで  $t \cdot X$ ・ $\tau W$  はそれぞれ税額加算と税額控除を考慮した実効税率、年金負担控除前企業所得、企業の年金負担額である。第1項は税負担率を、第2項は年金負担による企業所得の減少額を、第3項は年金負担による税の軽減額を表している。

ともに、その問題点を整理する。わが国では、企業が厚生年金や政府管掌健康保険などの社会保険料を原則として被用者と折半して負担している。ここでは、なかでも最も規模の大きい厚生年金制度を取り上げることとする。

企業の公的負担率の推移を図5で見ると、1980年度以降1987年度まで上昇し、その後92年度まで低下したものの、1993年度以降再び上昇している<sup>5</sup>。また、その推移を税と社会保険料に分けてみると、1992年度までの社会保険料負担率は4~5%台と小さかったが、1993年度以降徐々に増加し、1995年度には10%をこえている。このように、企業の公的負担率の動きは社会保険料よりもむしろ税の動きに連動しており、実態としても、企業はまだ年金負担の重さに対して明確な不満を表してはいない。

しかし、現行の年金給付の水準を維持するならば、高齢化による年金の財政規模の拡大に伴い企業の社会保険料負担率も同時に上昇することになる。図6は、企業所得の成長率を2%かつ法人税率を1996年度水準で一定と仮定した場合の企業の公的負担率の将来予測の結果を描いたものである。その結果、企業の公的負担率は1996年度には62%であるが、その後徐々に上昇し、2005年度には65%、2015年度には67%、2025年度には70%をこえることになる。つまり企業所得の7割が強制的に政府に徴収され、手元には3割しか残らない時代が到来するかもしれないのである。

これらの考察により次の点が明らかとなった。すな

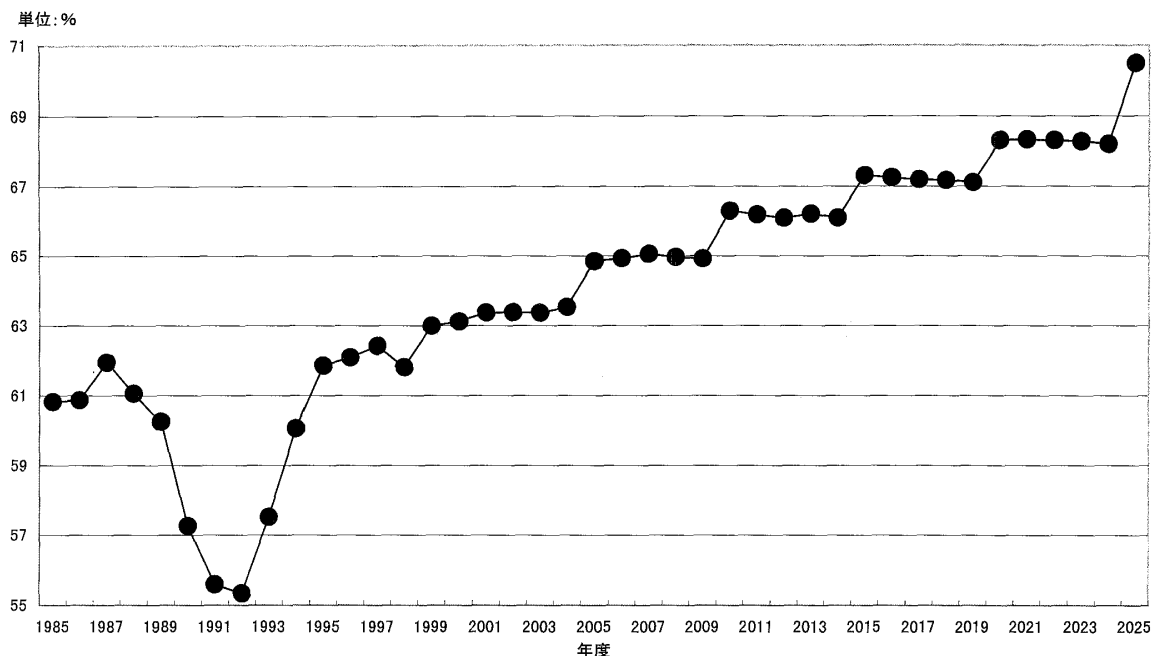


図6 企業の公的負担率の推移と将来予測

わち、今後の社会保障関係費の増大に伴い、企業の税・社会保険料の負担は著しく増加する。これは、労働コストなどの上昇を通じて企業の収益率を低下させ、投資に対して抑制的に働く可能性があるため、経済にかなりの悪影響を与えるおそれがある。こうした点を踏まえたとは言い難いが、1999年度には法人税率が34.5%から30%に、法人事業税率が11%から9.6%に引き下げられた。今後は、社会保険料も含めた公的負担率という概念にもとづいて法人課税を見直していく必要がある。

### 5. 消費税の引き上げ

高齢化に伴う家計や企業の税・社会保険料負担の増大は経済にさまざまな悪影響を与えると考えられるから、早急な社会保障制度改革が必要である。そうした制度改革には、「社会保障の効率化」と「財源調達の効率化」という2つのアプローチがある。もちろん、前者のアプローチに従うならば大胆な制度改革も必要となろう。しかし、保障レベルの大幅な引き下げや年金の民営化あるいは財政方式の変更などについて、国民的合意を形成するのはそれほど容易ではない。そこで、ここでは後者のアプローチにもとづいて、社会保障の水準は変えずにその財源調達をより効率的なカタチへと変えていく可能性を模索する。

#### 5.1 消費税の有効性

まず、国と地方の税・社会保険料負担の構成比(1997年度時点)を表3で見よう。最も規模が大

表3 税・社会保険料負担の構成比

単位：%

	1990	1995	1997
社会保険料	29.0	36.2	36.9
労働所得課税	26.0	20.8	20.2
法人課税	22.5	15.1	15.0
消費税	4.3	5.2	7.0
その他	18.3	22.6	20.9
合計	100.0	100.0	100.0

(注) 『財政金融統計月報 租税特集(大蔵省)』、『国民経済計算年報(経済企画庁)』より作成した。

きいのは社会保険料であり、全体の36.9%をしめている。次に労働所得課税と法人課税がそれぞれ20.2%と15%であり、続いて消費税が7%となっている。なお、その他には前述以外の全ての税が含まれているため20.9%となっているが、一つの税目で2%をこえるものはない。以上の点をまとめると、わが国の税・社会保険料負担の特徴は次の2点にあるといえる。一つは、社会保険料負担の規模が税に比べてかなり大きくなっている点。他の一つは、税に限ってみると、労働所得や法人所得という所得に対する課税が相対的に重くなっている点である。

こうした社会保険料・所得課税中心の税体系のもとでは、家計や企業の税・社会保険料負担の増加は可処分所得あるいは企業所得の減少を通じて、家計の勤労意欲や企業の成長意欲を大きく阻害するおそれがある。

では、将来必要となる社会保障関係費の増加分をどのように賄っていけばよいのであろうか。

まず、事実認識としては、マクロでみた公的負担率は家計では33.5%、企業では38.7%にも達しており、これ以上の社会保険料や労働所得課税・法人課税の引き上げはかなり難しい状況になっていると考えられる。理論的には、効率性という点では、社会の財・サービスを生産することで得られた所得に課税するよりも、それを消費する際に課税する方が人々の勤労意欲を阻害しない。また公平性という点からすると、消費税は現役世代と退職者世代に公平に課税することができる。さらに、社会保険料と所得課税は可処分所得を直接減少させるが、消費税は消費を通じる分だけ家計に選択の余地を残すことができる。したがって、社会保障関係費をより効率的な財源調達により賄っていくには、消費税の引き上げを受け入れざるを得ないであろう。

## 5.2 消費税の問題点

では、将来必要となる社会保障関係費を消費税で賄うとすると、消費税率はどれだけ引き上げなければならないのであろうか。そこで1995年度から2025年度までについて社会保障給付費のうち年金にかかる負担の増加分を消費税で賄うケースを想定してみよう。1995年度における年金の財政規模は34兆円で、その財源は社会保険料29兆円、公費5兆円である。これに対して、2025年度の年金の財政規模は109兆円と見込まれるが、もし公費負担率（1995年度で16.1%）

が変わらなければ、その財源は社会保険料と公費でそれぞれ92兆円と17兆円と予測されているので、1995年度からの増加額はそれぞれ63兆円と12兆円となる。一方、1990年度から1997年度における消費税率1%当たりの平均税収は約2.4兆円である。これを用いて、年金にかかる負担のうち社会保険料の実質増加分（35.2兆円）を消費税で賄うとすると、消費税率は14.7%引き上げなければならない。さらに公費の実質増加分（6.7兆円）を消費税で賄うならば、それに対応する引き上げ率は2.8%になる。

これだけの規模の消費税率の引き上げは、それ自身が抱えるデメリットも同時に顕在化させることになる。消費税のデメリットは次の3点にある。第1に、物価の上昇を通じて消費を抑制させる可能性がある。第2に、所得税に比べて負担の逆進性が強い。第3に、免税業者や簡易課税制度を用いているため、益税の規模が拡大する。

このうち第2のデメリットである逆進性は、図7に示したように確かにみられるものの、その程度は小さい。また、逆進性の問題は低所得者層の消費税負担を軽くするための政策、例えば食料品などの生活必需品に対して軽減税率を適用することも検討すれば回避できる。また、第3のデメリットとして挙げた益税の問題であるが、免税事業者については1997年度改正においてその適用範囲を狭くし、資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初2年間についてはこれを免除

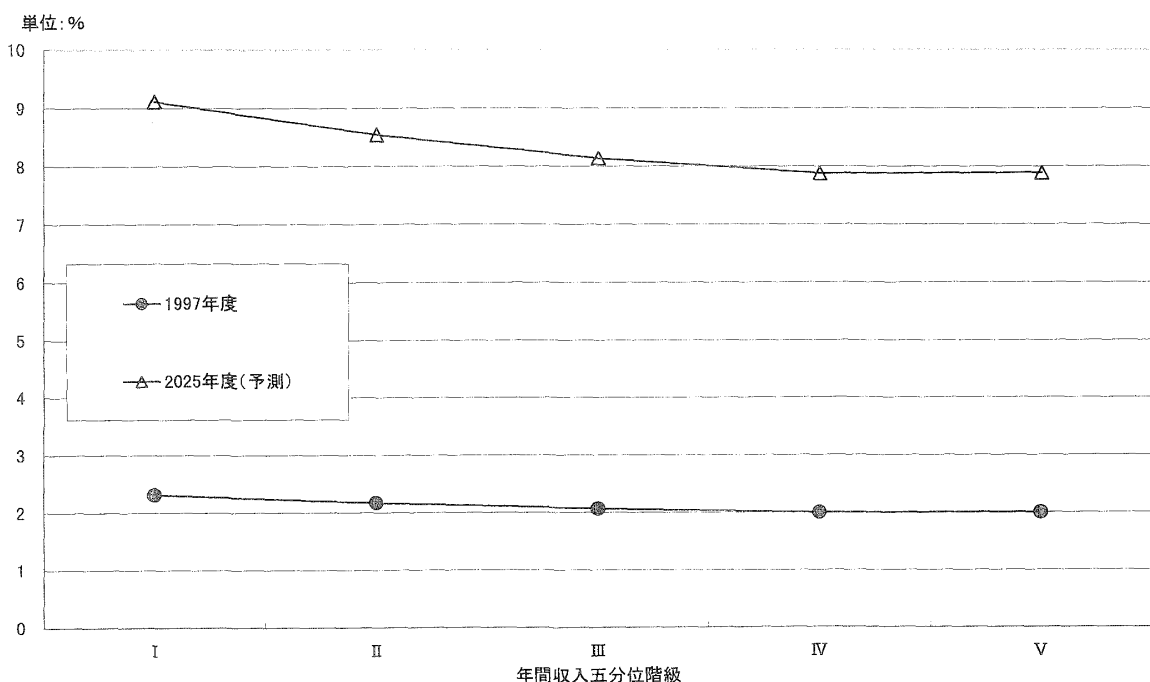


図7 年間収入五分位階級別みた消費税負担率

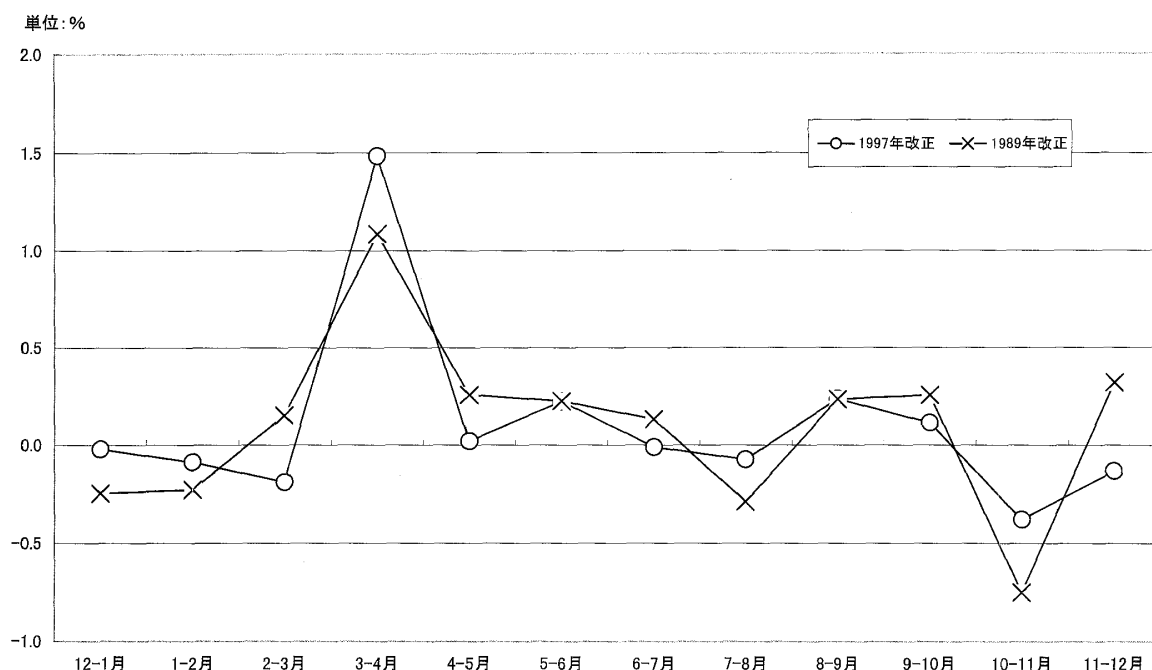


図8 消費者物価指数の対前月変化率

対象から除外した。簡易課税制度については、1991年度と1997年度改正において見なし仕入れ率が徐々に引き下げられている。なお、限界控除制度は1997年度改正において廃止された。

したがって消費税のデメリットとして問題となるのは、第1のデメリットである消費税の消費抑制効果である。この点については1997年度の消費税引上げ時においても盛んな議論を呼んだ。しかし、消費税が家計消費をどれだけ減少させるのかは、いまだに実証的には確認されていない。そこで次項では、こうした消費税の消費抑制効果を検証する。

### 5.3 消費税の消費抑制効果

1997年4月、消費税率が3%から5%へと引き上げられた。この年のGDPの対前年増加率はマイナス2.6%であったが、一般にその原因は消費税率の引き上げに端を発した家計消費の落ち込みにあるといわれている。そこで、以下では消費税の消費抑制効果を検

証してみよう。

ここでは、消費税導入時点（1989年度）と税率引き上げ時点（1997年度）における消費税の物価への影響を明らかにし、これを踏まえて家計の消費行動の変化を分析する。具体的には、『家計調査年報（総務庁）』の消費者物価指数と消費量の対前月変化率を求め、これより物価と消費量の変化をそれぞれ捉えることにした<sup>6</sup>。

消費者物価指数の対前月変化率を描いた図8は、1989年と1997年ともに消費税の価格への転嫁は4月で終わっていることを示している。続いて図9により家計の消費量の対前月変化率をみると、1989年と1997年ともに3月には駆け込み需要により大きく増加し、4月には物価が上昇することから一時的に減少するが、1989年では6月に、1997年では7月にすでにその影響はなくなっている。しかし、8月以降では、1989年にはほとんど変化していないのに対して、1997年では8月から12月にかけて対前年変化率が7.3%ポイントも低下している。これが消費不況の実態である。

この時期の物価には上昇傾向よりもむしろ低下傾向が見られることから、消費の落ち込みは価格による影響とは考えにくい。そこで、図10により家計の可処分所得の対前年増加率をみると、1997年8月以降には明らかに低下傾向が見られる。これは、1994年度より3年間にわたって実施された所得税と個人住民税

<sup>6</sup> 季節的变化と傾向的变化の調整は、1989年度については1986～1992年（1989年を除く）における各月の対前月上昇率の平均が季節的・傾向的变化を含んだものと考え、これを1989年度の各月の上昇率から差し引いて行った。1997年度については1992～1998年のデータを用いて同様の処理をした。

<sup>7</sup> 1994年度税制改正では、1994年度に5.5兆円、1995年度と1996年度にそれぞれ2兆円という規模の特別減税が実施された。1997年度の6月期における家計の可処分所得の対前年変化率が著しく低下するのは、個人住民税の特別減税が廃止されたためである。



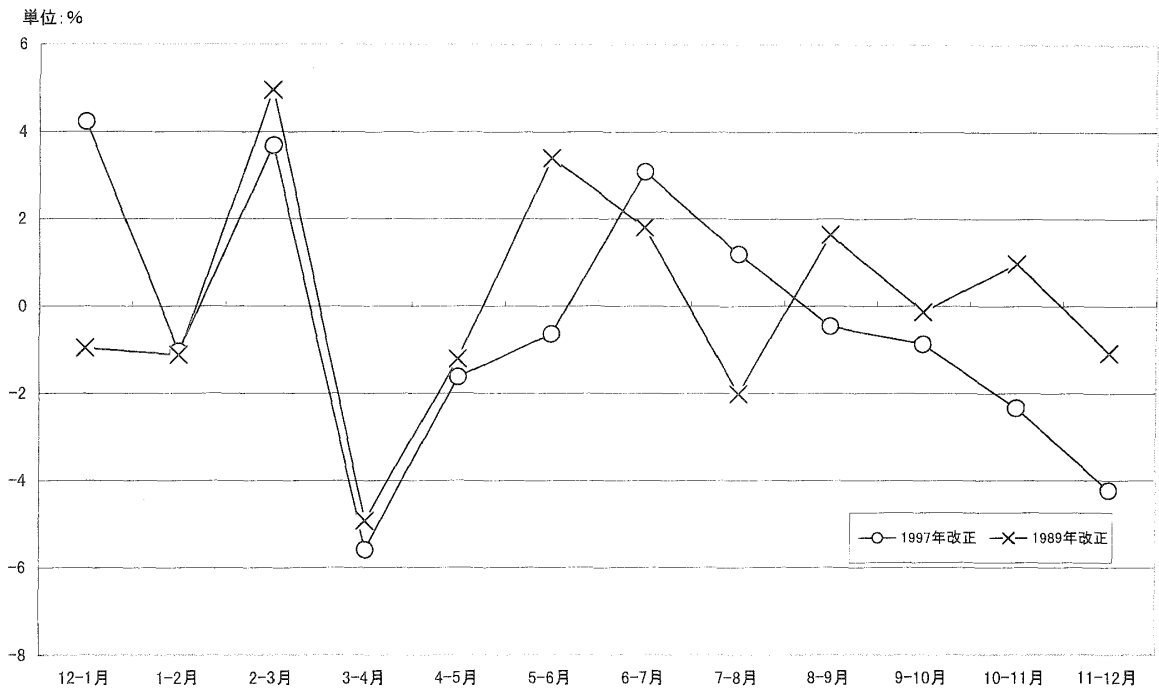


図9 家計消費量の対前月変化率

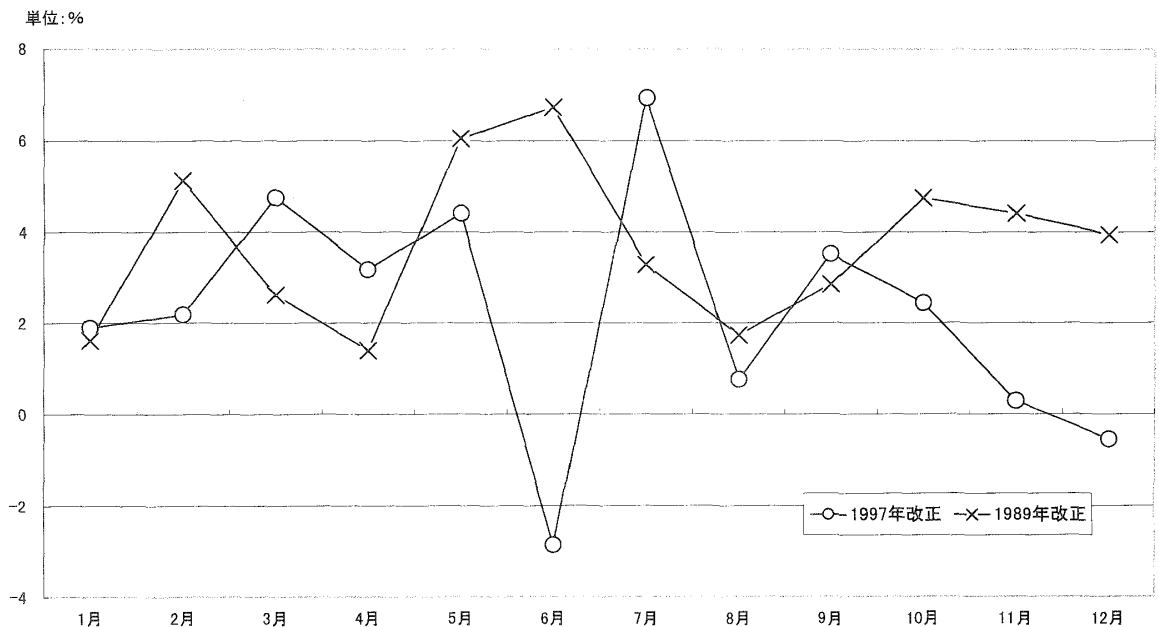


図10 家計の可処分所得の対前年変化率

の特別減税が廃止されたためである<sup>7</sup>。これらの考察により、1997年の景気の低迷は消費税率の引き上げによる影響というよりも、むしろ1994年度以降続いた特別減税が廃止された影響と考えられる。さらに、1989年と1997年の経済状況は、前者がバブル経済という好景気であったのに対して、後者は平成不況の最中と大きく異なることから、1997年の消費の落ち込みはリストラなどによる収入面や金融危機による消費者の心理面からの影響も原因と考えられる。

このように消費税の引き上げが消費を減少させるのは一時的なものであり、その税率がまだ低いということもあるが、消費税の消費抑制効果はこれまで懸念されてきたほど大きいものではないことが分かった。また、今後の社会保障関係費の増加分の財源をすべて消費税で賄うとすると、その税率は19.7~22.5%程度になると予想されるが、必要となる財源すべてを消費税で賄うことになるとは考え難い。社会保険料の引き上げで賄う部分を考慮すれば、消費税率の引き上げを

伴う課税のバランスを考慮した税制改革を同時に実施することも十分可能であろう。したがって、将来必要となる社会保障関係費の一定部分を消費税の引き上げで賄うという改革は十分に有効なのである。

## 6. 財源調達からの社会保障制度改革

今後急速に進行する高齢化は、年金や老人医療費という老人関係事業費の増加を通じて社会保障関係費をますます増大させる。これに伴い家計や企業の税・社会保険料負担も上昇することになるが、もし社会保障の水準を削減できなければ、2025年度における家計の公的負担率は19.2%に、企業の公的負担率は70%に達すると予測されている。これだけの規模の税・社会保険料負担を家計や企業に強いることは、所得の低下を通じた消費・投資の減少という側面や現役世代への過度な負担による彼らの労働・貯蓄インセンティブの阻害という側面から、経済にさまざまな悪影響を与えるおそれがある。そこで本章では、より効率的な財源調達という立場から、将来必要となる社会保障関係費の一定部分を消費税で賄う案を提案するとともに、その有効性を検討した。

その検証結果では、消費税の消費抑制効果は一時的なものであり、それほど大きくないことが分かった。また、消費税率の引き上げを好景気時に実施すれば、消費者の心理面への悪影響も小さくなる。したがって、今後急激に増加する社会保障関係費の財源として消費税は十分に有効であることが確かめられた。

最後に、将来消費税率を引き上げていく上で、取り組まなくてはならない課題について触れることにする。第1に、消費税負担には逆進性があるので、消費税率を引き上げる場合には低所得者層に対する配慮が必要である。具体的には、食料品などの生活必需品に対する軽減税率も検討すべきであろう。第2に、こうした消費税の軽減税率を正しく実行するためには、消費税制をアカウント方式からインボイス方式へ移行することも検討すべきである。この準備段階として、1997年度より仕入れ税額控除の適用要件として帳簿及び請求書等の保存が義務づけられている。第3に、社会保

障のサービス需給者の多くが高齢者であることを考慮すると、この社会保障制度を維持するために税制改革を実施する以上、高齢者自身にかかわる税制も適正なものへと見直す必要がある。具体的には、高齢者マル優制度や相続税のあり方も再検討すべきである。

### 参考文献

- [1] 厚生省年金局監修：『年金白書・21世紀の年金を「選択」する』、社会保険研究所、(1998)
- [2] 小口登良：基礎年金の財源と需給及び負担の世代間格差、日本経済研究. pp 93-116, No. 33, (1996)
- [3] 高山憲之：厚生年金の保険料負担問題、季刊社会保障研究. pp 124-132, Vol. 34, No. 2, (1998)
- [4] 橋本恭之、林宏昭、跡田直澄：人口高齢化と税・年金制度、経済研究. pp 330-340, Vol. 42, No. 4, (1991)
- [5] 八田達夫、八代尚宏編：『社会保険改革』、日本経済新聞社、1998
- [6] 八田達夫、小口登良編：『年金改革論 積立方式へ移行せよ』、日本経済新聞社、1999
- [7] 八田達夫、小口登良、坂本和加子：年金改革の世代間分配、季刊社会保障研究. pp 155-164, Vol. 34, No. 2, (1998)
- [8] 本間正明、滋野由紀子、福重元嗣：消費税の導入による消費者物価上昇効果の分析—一時系列モデルによる計測—、経済研究. pp 193-215, Vol. 46, No. 3, (1995)
- [9] 本間正明、跡田直澄、大竹文雄：高齢化社会の公的年金の財政方式：—ライフサイクル成長モデルによるシミュレーション分析—、フィナンシャルレビュー. pp 50-64, (1988)
- [10] Atkinson, A. B. and J. E. Stiglitz, The structure of indirect taxation and economic efficiency, *Journal of Public Economics* 1, (1972), 97-119.
- [11] Chamley, C., Efficient taxation in a stylized model of intertemporal general equilibrium, *International Economic Review* 26, (1985), 451-468.
- [12] Ramsey, F. P., A contribution to the theory of taxation, *Economic Journal* 3, (1927), 47-61.
- [13] Roubini, N. and G. M. Milesi-Ferretti, Optimal taxation of human and physical in endogenous growth models, *NBER working Paper* No. 4882.